

半田市学校教育振興及び学校管理事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小中学校において必要な事業を実施することにより、社会の要請に対応した半田市学校教育の振興及び円滑な学校管理運営を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(実施方法)

第3条 市長は、この事業を円滑に実施するため、小学校長、中学校長及びそれぞれ実施主体となる団体の長に委託することができる。

(委託期間)

第4条 委託期間は、委託契約書に定める期間とする。

(事業計画書の提出)

第5条 受託者は、業務委託内容の提示後、速やかに事業計画書（ただし、学校管理事業を除く）を市長に提出しなければならない。

(委託料)

第6条 市長は、予算の範囲内で委託料を交付するものとする。

(事業実績報告書等の提出)

第7条 受託者は、契約期間満了後、速やかに市長に事業実績報告書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果、必要があると認めるときは、関係資料の提出を受託者に求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 半田市学校教育振興及び学校管理事業委託要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	事業実施の目的
さわやか教育展	市内特別支援学級及び市内特別支援学校に在籍する児童生徒の作品と教育内容を紹介し、特別支援教育に対する地域社会の関心や理解を高めることを目的とする。
学校管理	各小中学校において、学校施設設備の維持、非常災害時の措置、及び運営上必要と認められた業務を行うことを目的とする。
野外活動推進事業	豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を通じて人間的触れ合いを深めるとともに自然との触れ合い、地域社会への理解を深める学校教育活動により、児童・生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図ることを目的とする。
学校運営支援協議会運営	地域社会全体で子どもを育てる仕組みづくりを進め、学校が地域に根ざし、より発展するための組織として各学校に設置した学校運営支援協議会の円滑な運営を支援することを目的とする。